誓 約 書

　　　年　　月　　日

原子力規制委員会原子力規制庁長官 殿

大学（院）・学部・学科名：

氏名：

私は、原子力規制委員会職場体験プログラム実習生として原子力規制委員会において実習を受けるに当たり、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努め、下記について遵守することを誓約します｡

記

１．国家公務員法（昭和22年法律第120号）第99条の規定により国家公務員は信用失墜行為を行うことが禁止されていることに鑑み、実習期間中は、これに類する行為（特定の政治政党、宗教団体、企業その他の団体の利益のために行う行為を含む。）を行わないこと。

２．実習期間中は、実習指導官の指導等に従うこと。

３．実習を欠席してはならないこと。病気その他の正当な事由によりやむを得ず欠席する場合には、あらかじめ（やむを得ない場合には、事後速やかに）実習指導官にその旨連絡し、その指示に従うこと。

４．実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第100条第１項に規定する秘密をいう。）を、実習期間中及び実習期間の終了後に部外者（大学等を含む。）に漏らさないこと。

５．実習の成果を論文等により外部へ発表しようとする場合には、あらかじめ、原子力規制庁長官官房人事課長の承諾を得ること。

６．原則として、実習期間の終了までに、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官に提出すること。

７．実習期間中の事故等により傷害を受けた場合又は原子力規制委員会（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合に備え、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。